	Seoul virus Severe fever with thrombocytopenia syndrome virus Sin Nombre virus St. Louis encephalitis virus Tacaribe virus Tanganya virus Thailand virus Tick-borne encephalitis virus（Russian spring-summer encephalitis virusを含む。） Venezuelan equine encephalitis virus West Caucasian bat virus Western equine encephalitis virus West Nile virus（Kunjin virusを含む。） Yellow fever virus
4　省令第三条の第四号の文部科学大臣が定める微生物等	真核生物を自然宿主とするウイルスのうち、次に掲げるもの（承認生ワクチン株を除く。） Bundibugyo ebolavirus Chapare virus Crimean-Congo hemorrhagic fever virus Guanarito virus Hendra virus Junin virus（Candid#1株を除く。） Lake Victoria marburgvirus Lassa virus Machupo virus Nipah virus Reston ebolavirus Sabia virus Sudan ebolavirus Tai Forest ebolavirus（別名Ivory Coast ebolavirus） Variola virus（major, minor） Zaire ebolavirus

別表第三を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

1　ウイルスの承認生ワクチン株（当該承認生ワクチン株に対し、核酸の加工を行わずに使用等をする場合に限る。）

2　Retrovirus（Human retrovirusを除く。）

3　Baculovirus

4　植物ウイルス及び植物ウイロイド

5　原核生物を自然宿主とするウイルス及びこれらの誘導体（哺乳動物等に対する病原性を、原核生物に持たせないものに限る。）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十六年七月一日から施行する。

（調整規定）

第二条　この告示の施行の日が薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における別表第二の1の項の規定の適用については、同項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とあるのは「薬事法」とする。

○文部科学省告示第五十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

別表一　遠野　荒川高原牧場　土淵山口集落

別表一から別表五に掲げる家屋

種別	員数	所在地
主屋	一棟	岩手県遠野市土淵町山口三地割二三番地

別表二　最上川の流通・往来及び左沢町場の景観

種別	員数	所在地
堂宇	一棟	山形県西村山郡大江町大字左沢字原町一五九―二
主屋	一棟	同　大字左沢字原町一六二
土蔵	一棟	同　大字左沢字原町一六二
主屋	一棟	同　大字左沢字原町一七六―一、一七八、一七九
土蔵	一棟	同　大字左沢字原町一七六―一、一七八、一七九
主屋	一棟	同　大字左沢字原町一八三、一八三―一、一八三―二
店蔵	一棟	同　大字左沢字原町一八三、一八三―一、一八三―二
土蔵	二棟	同　大字左沢字原町一八三、一八三―一、一八三―二
主屋	一棟	同　大字左沢字原町二〇五
主屋	一棟	同　大字左沢字原町二一六
店蔵	一棟	同　大字左沢字原町二一一
主屋	一棟	同　大字左沢字原町二一二
主屋	一棟	同　大字左沢字横町二一六
土蔵	一棟	同　大字左沢字横町二一七
八幡神社本殿	一棟	同　大字左沢字横町二三七―一、二三七―二
幣殿	一棟	同　大字左沢字横町二三七―一、二三七―二
拝殿	一棟	同　大字左沢字横町二三七―一、二三七―二
酒井神社本殿	一棟	同　大字左沢字横町二三七―一、二三七―二
拝殿	一棟	同　大字左沢字横町二三七―一、二三七―二
主屋	一棟	同　大字左沢字内町三五八、三七〇
土蔵	一棟	同　大字左沢字内町三五八、三七〇
主屋	一棟	同　大字左沢字原町三七九
土蔵	二棟	同　大字左沢字原町三七九